

## 卒業の認定に関する方針

卒業の認定は、教育目標の習熟度を認定方針とし、「熊本労災看護専門学校学則第21条」「熊本労災看護専門学校学則実施細則第23条及び24条」を以て卒業の認定を行う。

### (学則第21条)

校長は、別表1※に定める全単位を取得したと認めた者に卒業証書を授与する。

- 2 前項の認定にあたっては、出席しなければならない日数の3分の1を超えて欠席した者については、原則として卒業することはできない。ただし、欠席日数の算定にあたっては忌引による日数及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づいて出席停止を命じた日数を除くものとする。

### (学則実施細則第22条)

本校を卒業するためには、学則第9条別表1に示す科目について、所定の単位取得がされていることが必要である。

### (学則実施細則第23条)

卒業の認定は卒業認定会議において審議され行う。学則第21条の要件を満たしている者に対して認定するものとする。

- 2 卒業認定の得られなかった者は、原級で不合格科目を再び履修し、単位を取得しなければならない。

### (ディプロマ・ポリシー)

- 1 人々に関心を寄せ、あらゆる対象者を理解し、生活者として多様性を幅広くとらえることができる
- 2 対象を中心とした看護を実践するために必要な幅広い教養や豊かな人間性を備え、より良い人間関係形成能力を身につけている
- 3 人間の尊厳と権利を尊重し、倫理に基づいた行動ができる
- 4 科学的根拠に基づき、対象に必要な看護を実践できる能力を身につけている
- 5 保健・医療・福祉システムにおける看護及び他職種の役割を理解し、社会の変化に応じて、多様な場で多職種と連携・協働できる能力を身につけている
- 6 労働者健康安全機構の職員として、勤労者医療を担う自覚を持つことができる
- 7 自己を内省し、主体的に学び、自己成長できる能力を身につけている